

●香川県監査委員公表第4号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第1項及び第4項の規定に基づき財務監査を実施したので、同条第9項の規定により、その結果を次のとおり公表する。

令和6年3月29日

香川県監査委員 木下典幸
 同 武田宏之
 同 十河直
 同 里石明敏

- 1 監査対象部局 公安委員会
- 2 監査対象年度 令和5年度
- 3 監査の実施内容

香川県監査基準に関する規程（令和2年監査委員規程第1号。以下「規程」という。）及び香川県監査等の着眼点（令和2年3月25日監査委員会議決定）により、次の監査対象機関に対し、会計証拠書類等の照合を行うとともに、必要に応じて説明を求めることにより監査を実施した。

| 監査対象機関 | 監査年月日 |
|-----------|-----------|
| 警務部 | |
| 総務課 | 令和6年1月30日 |
| 広聴・被害者支援課 | 〃 |
| 企画課 | 〃 |
| 警務課 | 〃 |
| 留置管理課 | 〃 |
| 監察課 | 〃 |
| 会計課 | 令和6年1月31日 |
| 厚生課 | 令和6年1月30日 |
| 情報管理課 | 〃 |
| 生活安全部 | |
| 生活安全企画課 | 令和6年1月31日 |
| 人身安全・少年課 | 〃 |
| 生活安全捜査課 | 〃 |
| サイバー犯罪対策課 | 〃 |
| 地域課 | 〃 |
| 通信指令課 | 〃 |
| 刑事部 | |
| 刑事企画課 | 令和6年1月31日 |
| 情報分析捜査課 | 〃 |
| 捜査第一課 | 〃 |
| 捜査第二課 | 〃 |
| 鑑識課 | 〃 |
| 科学捜査研究所 | 〃 |
| 交通部 | |

| | |
|-----------|-----------|
| 交通企画課 | 令和6年1月26日 |
| 交通指導課 | 〃 |
| 交通規制課 | 〃 |
| 運転免許課 | 〃 |
| 交通機動隊 | 〃 |
| 高速道路交通警察隊 | 〃 |
| 警備部 | |
| 公安課 | 令和6年1月26日 |
| 警備課 | 〃 |
| 機動隊 | 〃 |
| 警察学校 | 令和6年1月30日 |
| 東かがわ警察署 | 令和6年1月16日 |
| さぬき警察署 | 令和6年2月27日 |
| 高松東警察署 | 〃 |
| 小豆警察署 | 〃 |
| 高松北警察署 | 令和6年1月16日 |
| 高松南警察署 | 令和6年2月27日 |
| 坂出警察署 | 〃 |
| 高松西警察署 | 〃 |
| 丸亀警察署 | 〃 |
| 琴平警察署 | 令和6年1月17日 |
| 三豊警察署 | 令和6年2月27日 |
| 観音寺警察署 | 〃 |

4 監査の結果

上記のとおり監査した限りにおいて、おおむね適正に処理されていたが、規程第16条第4項に規定する是正又は改善が必要とされる事項が次のとおり認められた。

(1) 指摘事項

該当事項なし

(2) 指導注意事項

ア 収入について

(ア) 証紙収納について、貼付した証紙の確認を怠り、本来必要である金額より少ない金額で収納していた。(生活安全企画課)

イ 物品・財産について

(ア) 浄化槽について、法定検査を受けていないものが1件あった。(高松南警察署)

(3) 検討指示事項

該当事項なし